

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

現 行	改正後
<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第4節 各機関の処理すべき事務または業務の大綱 (略)</p> <p>7 指定地方公共機関 (略)</p> <p>第5節 滋賀県の地勢と地震</p> <p>5 地震調査研究推進本部の長期評価等 表1-5-4 南海トラフ地震の長期評価 地震発生確率 (算定基準日：2018年1月1日) 最新発生時期（下段） <u>72.0</u>年前 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 (略)</p> <p>3 具体的な施策の展開 (略)</p> <p>【地震防災緊急事業五箇年計画総括表（平成28～32年度）】 避難地 <u>60.70ha</u> 5,120 百万円</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第4節 各機関の処理すべき事務または業務の大綱 (略)</p> <p>7 指定地方公共機関 <u>(14)株式会社エフエム滋賀</u> (略)</p> <p>第5節 滋賀県の地勢と地震</p> <p>5 地震調査研究推進本部の長期評価等 表1-5-4 南海トラフ地震の長期評価 地震発生確率 (算定基準日：<u>2019</u>年1月1日) <u>我が国の海溝型地震の相対的評価</u> <u>Ⅲランク</u> 最新発生時期（下段） <u>73.0</u>年前 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 (略)</p> <p>3 具体的な施策の展開 (略)</p> <p>【地震防災緊急事業五箇年計画総括表（平成28～32年度）】 避難地 <u>68.00ha</u> 5,435 百万円</p>

現 行	改正後
<p>消防用施設 313 箇所 7,258 百万円 公的建造物 21 施設 7,918 百万円 ため池 12 箇所 2,539 百万円 地域防災拠点施設 1 施設 580 百万円 水・自家発電設備等 7 箇所 1,927 百万円 合計 100、366 百万円 (略)</p>	<p>消防用施設 317 箇所 7,341 百万円 公的建造物 27 施設 14,388 百万円 ため池 11 箇所 2,529 百万円 地域防災拠点施設 2 施設 630 百万円 水・自家発電設備等 8 箇所 2,161 百万円 合計 107、495 百万円 (略)</p>
<p>第4節 都市の防災構造化と建物等の安全化 (略) 3 具体的な施策の展開 (略) (1) 都市の防災構造化の推進 (略) ② 建築物等の不燃化の推進 <u>火災による被害の拡大を防止するため、防火・準防火地域の指定し建築基準法の構造制限による耐火建築物、準耐火建築物等の火災に強い建築物の整備を推進する。</u>なお、公共建築物の整備に際しては、周囲の状況を考慮し建築物不燃化、敷地周囲の緑地化等による防火遮断帯の形成に努める。 (略)</p>	<p>第4節 都市の防災構造化と建物等の安全化 (略) 3 具体的な施策の展開 (略) (1) 都市の防災構造化の推進 (略) ② 建築物等の不燃化の推進 <u>火災による被害の拡大を防止するため、防火・準防火地域の指定に努める。</u>なお、公共建築物の整備に際しては、周囲の状況を考慮し建築物不燃化、敷地周囲の緑地化等による防火遮断帯の形成に努める。 (略)</p>

現 行							改正後						
(6) 文化財の耐震化の推進 (略)							(6) 文化財の耐震化の推進 (略)						
② 文化財周辺の環境整備							② 文化財周辺の環境整備						
【滋賀県の文化財の状況】 (平成 29 年 11 月末現在)							【滋賀県の文化財の状況】 (平成 30 年 10 月末現在)						
文化財の種別	文化財指定種別			文化財構造種別			文化財の種別	文化財指定種別			文化財構造種別		
	国指定	県指定	合計	木造	石造	合計		国指定	県指定	合計	木造	石造	合計
指定建造物	185	75	260	234	26	260	指定建造物	186	74	260	234	26	260
指定美術工芸品	636	261	897	—	—	—	指定美術工芸品	639	262	901	—	—	—
合 計	821	336	1,157	—	—	—	合 計	825	336	1,161	—	—	—
●重要伝統的建造物群 4 地区							●重要伝統的建造物群 4 地区						
●登録有形文化財（建造物） 392 件							●登録有形文化財（建造物） 403 件						
(略)							(略)						
第 5 節 電力・ガス施設の安全化 (略)							第 5 節 電力・ガス施設の安全化 (略)						
3 具体的な施策の展開 (略)							3 具体的な施策の展開 (略)						
②計画目標							②対策目標						
地震に対しては、設備ごとに十分な検討と分析を行うとともに、従来の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。							経済産業省防災業務計画に記載された設備区分に従い、関西電力防災業務計画に記載の基本的な考え方に基づいて各設備の耐震性・耐浪性を確保する。						
③実施計画							③実施計画						
③-1 施設の耐震性の強化等							③-1 地震動への対応						

現 行	改正後
<p>(略)</p> <p>イ 送電設備 架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。 地中電線路の終端接続箱および給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。</p> <p>(略)</p> <p>③-2 電気工作物の巡視、点検、調査等 電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。</p>	<p>(略)</p> <p>イ 送電設備 架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。 地中電線路の終端接続箱および給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。</p> <p>(略)</p> <p>③-2 防災業務施設および設備の整備 関西電力は、災害の発生に備え、次の施設および設備の整備を図る。</p> <p>ア 観測、予報施設および設備 局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。</p> <p>(ア) 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備</p> <p>(イ) 地震動観測設備</p> <p>イ 通信連絡施設および設備</p> <p>(ア) 通信連絡施設および設備 災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。</p> <p>a 無線伝送設備</p>

現 行	改正後
	<p><u>(a) マイクロ波無線等の固定無線施設および設備</u> <u>(b) 移動無線設備</u> <u>(c) 衛星通信設備</u> b 有線伝送設備 <u>(a) 通信ケーブル</u> <u>(b) 電力線搬送設備</u> <u>(c) 通信線搬送設備、光搬送設備</u> c <u>交換設備(防災関係機関との直通電話含む。)</u> d <u>I Pネットワーク設備</u> e <u>通信用電源設備</u></p> <p><u>(イ) 情報収集伝達体制の強化</u> <u>夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、全号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。</u></p> <p><u>ウ 非常用電源設備</u> <u>復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。</u> <u>なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。</u></p> <p><u>エ コンピュータシステム</u> <u>コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。特に、電力の安定供給に資するためのコンピュータシステムおよびその運用に最低限</u></p>

現 行	改正後
	<p><u>必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震対策、火災対策および浸水対策を施した建物に收容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。</u></p> <p><u>オ 水防・消防に関する施設および設備</u> <u>被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。</u></p> <p><u>(ア) 水防関係</u></p> <p><u>a ダム管理用観測設備</u> <u>b ダム操作用の予備発電設備</u> <u>c 防水壁、防水扉等の浸水対策施設</u> <u>d 排水用のポンプ設備</u> <u>e 車両等のエンジン設備</u> <u>f 警報用設備</u></p> <p><u>(イ) 消防関係</u></p> <p><u>a 消火栓</u> <u>b 各種消火器具および消化剤</u> <u>c 火災報知器、非常通報設備等の通信施設および設備</u></p> <p><u>カ 石油等の流出による災害を防止する施設および設備</u> <u>被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設および設備の整備を図る。</u></p> <p><u>(ア) ガス検知器、漏油検知器</u> <u>(イ) オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材</u></p> <p><u>キ その他災害復旧用施設および設備</u></p>

現 行	改正後
<p>③-3 災害対策用資機材等の確保および整備</p> <p>ア 災害対策用資機材の確保 本店、支社等および業務機関は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。</p> <p>イ 災害対策用資機材等の輸送 本店、支社等および業務機関は、災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</p> <p>ウ 災害対策用資機材等の整備点検 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。</p> <p>エ 災害対策用資機材等の広域運営 本店は、災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社および電源開発株式会社等と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。</p> <p>オ 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄</p>	<p><u>電気施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電機設備等を確保し、整備・点検を行う。</u></p> <p>ク <u>防災機関との事前連携</u> <u>関西電力は、災害発生に備え自治体をはじめとした関係機関と事前協議を行い、災害発生時に早期連携できるよう努める。</u></p> <p>③-3 <u>復旧用資機材等の確保および整備</u> <u>関西電力は、災害に備え、次の事項を実施する。</u></p> <p>ア <u>復旧用資機材の確保</u> 平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。</p> <p>イ <u>復旧用資機材等の輸送</u> <u>平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。</u></p> <p>ウ <u>復旧用資機材等の整備点検</u> <u>平常時から復旧用資機材の数量把握および整備点検を行う。</u></p> <p>エ <u>復旧用資機材等の広域運営</u> <u>平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。</u></p> <p>オ 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄</p>

現 行	改正後
<p>本店、支社等および業務機関は、食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。</p> <p>カ <u>災害対策用資機材等の仮置場</u> <u>災害対策用資機材等の仮置場</u>について、非常事態時での借用交渉は、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。</p>	<p><u>平時から食料</u>、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。</p> <p>カ <u>復旧用資機材等の仮置場の確保</u> <u>災害発生時に</u>、仮置場について、非常事態時での借用交渉<u>を行うこと</u>は、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。</p> <p><u>③-4 電気事故の防止</u> <u>関西電力は、電気設備による公衆災害事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。</u></p> <p><u>ア 電気工作物の巡視、点検、調査等</u> <u>電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検、(災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視)および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。</u></p> <p><u>イ 広報活動</u> <u>(ア) 電気事故防止PR</u> <u>災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一</u></p>

現 行	改正後
	<p><u>般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。</u></p> <p><u>a 無断昇柱、無断工事をしないこと。</u></p> <p><u>b 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を 発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。</u></p> <p><u>c 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。</u></p> <p><u>d 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は 危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを 取付け すること、および必ず電気店等で点検してから使用す ること。</u></p> <p><u>e 大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感震ブレー カーを取付すること、および電気工事店等で点 検してか ら使用すること。</u></p> <p><u>f 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず 切ること。</u></p> <p><u>g 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器 具の安全を確認すること。</u></p> <p><u>h その他事故防止のため留意すべき事項。</u></p> <p><u>(イ) PRの方法</u></p> <p><u>電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、 新聞等の報道機関およびインターネット等を 利用する ほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。 また、必要に応じて、自治体が所管する防災無線や防災メ ール等を活用し県民へ周知する。</u></p> <p><u>(ウ) 停電関連</u></p> <p><u>自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設および人</u></p>

現 行	改正後
<p>③-4 防災訓練</p> <p>本店、支社等および業務機関は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施にあたっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。</p> <p>また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 通信・放送施設の安全化 (略)</p> <p>3 具体的な施策の展開 (略)</p> <p>(1) 防災行政無線等の災害予防 (略)</p>	<p><u>工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。</u></p> <p>③-5 防災教育</p> <p><u>関西電力は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。</u></p> <p>③-6 防災訓練</p> <p><u>関西電力は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。</u></p> <p><u>なお、訓練実施にあたっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第7節 通信・放送施設の安全化 (略)</p> <p>3 具体的な施策の展開 (略)</p> <p>(1) 防災行政無線等の災害予防 (略)</p>

現 行	改正後
<p>② 設備 (略) 滋賀県防災行政無線回線構成図 (略)</p> <p>(3) 放送施設の災害予防 ⑤ その他各放送事業者 上記①から④のほか、県と災害時応援協定を締結する在阪テレビ局（朝日放送株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社）および県内の各ケーブルテレビ局、各コミュニティFM局においても、地震災害発生時に放送業務を確保し、速やかに災害情報等の送出手ができるよう、施設や機器等の耐震化等を進めるとともに、平常時から定期的に訓練等を実施するよう努める。 (略)</p> <p>第10節 道路施設の安全化 (略) 3 具体的な施策の展開 (略) (2) 道路施設の災害予防 (略) ① 橋梁 新設の橋梁については、最新の「道路橋示方書」(平成24年3月)等の基準に基づき、必要な耐震性を確保する。 (略)</p>	<p>② 設備 (略) 滋賀県防災行政無線回線構成図 (図内の「総合病院」、「水口浄水場」、「信楽基地局」、「馬淵浄水場」を修正または追記) (略)</p> <p>(3) 放送施設の災害予防 ⑤ その他各放送事業者 上記①から④のほか、県と災害時応援協定を締結する在阪テレビ局（朝日放送テレビ株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社）および県内の各ケーブルテレビ局、各コミュニティFM局においても、地震災害発生時に放送業務を確保し、速やかに災害情報等の送出手ができるよう、施設や機器等の耐震化等を進めるとともに、平常時から定期的に訓練等を実施するよう努める。 (略)</p> <p>第10節 道路施設の安全化 (略) 3 具体的な施策の展開 (略) (2) 道路施設の災害予防 (略) ① 橋梁 新設の橋梁については、最新の「道路橋示方書」(平成29年11月)等の基準に基づき、必要な耐震性を確保する。 (略)</p>

現 行	改正後																																																																																																																																																																		
<p>第 14 節 情報通信体制の整備 (略)</p> <p>3 具体的な施策の展開 (略)</p> <p>(2) 各種情報分析体制の構築 ① 防災情報システムの構築 (略)</p> <p>エ 情報提供機能 地域情報提供サービス(しらしがメール)、Lアラート(TVデータ放送、ラジオ等)、SNS(Twitter)などのシステムと連携し、避難に関する情報を県民に提供する。 (略)</p>	<p>第 14 節 情報通信体制の整備 (略)</p> <p>3 具体的な施策の展開 (略)</p> <p>(2) 各種情報分析体制の構築 ① 防災情報システムの構築 (略)</p> <p>エ 情報提供機能 しらせる滋賀情報サービス(しらしがメール、LINE)、Lアラート(TVデータ放送、ラジオ等)、SNS(Twitter)などのシステムと連携し、避難に関する情報を県民に提供する。 (略)</p>																																																																																																																																																																		
<p>第 18 節 物資の確保と緊急輸送体制の整備 (略)</p> <p>3 具体的な施策の展開 (1) 食料・生活必需品の確保 (略)</p> <p>② 県による備蓄等</p>	<p>第 18 節 物資の確保と緊急輸送体制の整備 (略)</p> <p>3 具体的な施策の展開 (1) 食料・生活必需品の確保 (略)</p> <p>② 県による備蓄等</p>																																																																																																																																																																		
<p>【県の備蓄物資一覧】 (平成 29 年 1 月現在)</p>	<p>【県の備蓄物資一覧】 (平成 31 年 1 月現在)</p>																																																																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>本庁</th> <th>南部</th> <th>甲賀</th> <th>東近江</th> <th>湖東</th> <th>湖北</th> <th>高島</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビスケット(食)</td> <td>0</td> <td>11,880</td> <td>8,040</td> <td>0</td> <td>24,540</td> <td>21,960</td> <td>9,840</td> <td>76,260</td> </tr> <tr> <td>パン(食)</td> <td>21,500</td> <td>21,500</td> <td>9,000</td> <td>14,500</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> <td>3,500</td> <td>90,000</td> </tr> <tr> <td>アルファ化米(食)</td> <td>0</td> <td>2,600</td> <td>1,800</td> <td>0</td> <td>5,200</td> <td>4,800</td> <td>1,800</td> <td>16,200</td> </tr> <tr> <td>アルファ化米 [アレルギー対応](食)</td> <td>9,500</td> <td>9,500</td> <td>4,000</td> <td>6,500</td> <td>4,500</td> <td>4,500</td> <td>1,500</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>長期保存食(食)</td> <td>8,100</td> <td>3,780</td> <td>2,700</td> <td>3,420</td> <td>7,740</td> <td>7,020</td> <td>3,240</td> <td>36,000</td> </tr> <tr> <td>毛布(枚)</td> <td>6,700</td> <td>2,750</td> <td>1,900</td> <td>2,800</td> <td>5,700</td> <td>5,000</td> <td>2,300</td> <td>26,950</td> </tr> <tr> <td>紙おむつ(乳児用)(枚)</td> <td>12,512</td> <td>4,988</td> <td>3,438</td> <td>4,504</td> <td>10,168</td> <td>9,008</td> <td>4,272</td> <td>48,888</td> </tr> <tr> <td>紙おむつ(大人用)(枚)</td> <td>1,184</td> <td>880</td> <td>560</td> <td>744</td> <td>560</td> <td>760</td> <td>304</td> <td>4,988</td> </tr> <tr> <td>飲料水(ℓ)</td> <td>2,244</td> <td>1,728</td> <td>864</td> <td>864</td> <td>1,728</td> <td>1,728</td> <td>252</td> <td>9,408</td> </tr> </tbody> </table>	品名	本庁	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	合計	ビスケット(食)	0	11,880	8,040	0	24,540	21,960	9,840	76,260	パン(食)	21,500	21,500	9,000	14,500	10,000	10,000	3,500	90,000	アルファ化米(食)	0	2,600	1,800	0	5,200	4,800	1,800	16,200	アルファ化米 [アレルギー対応](食)	9,500	9,500	4,000	6,500	4,500	4,500	1,500	40,000	長期保存食(食)	8,100	3,780	2,700	3,420	7,740	7,020	3,240	36,000	毛布(枚)	6,700	2,750	1,900	2,800	5,700	5,000	2,300	26,950	紙おむつ(乳児用)(枚)	12,512	4,988	3,438	4,504	10,168	9,008	4,272	48,888	紙おむつ(大人用)(枚)	1,184	880	560	744	560	760	304	4,988	飲料水(ℓ)	2,244	1,728	864	864	1,728	1,728	252	9,408	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>本庁</th> <th>南部</th> <th>甲賀</th> <th>東近江</th> <th>湖東</th> <th>湖北</th> <th>高島</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パン(食)</td> <td>38,500</td> <td>38,480</td> <td>16,350</td> <td>24,500</td> <td>17,350</td> <td>17,380</td> <td>8,850</td> <td>160,010</td> </tr> <tr> <td>アルファ化米(アレルギー対応)(食)</td> <td>15,500</td> <td>20,500</td> <td>11,000</td> <td>10,500</td> <td>18,500</td> <td>18,500</td> <td>9,500</td> <td>104,000</td> </tr> <tr> <td>長期保存食(食)</td> <td>8,100</td> <td>3,780</td> <td>2,700</td> <td>3,420</td> <td>7,740</td> <td>7,020</td> <td>3,240</td> <td>36,000</td> </tr> <tr> <td>毛布(枚)</td> <td>6,700</td> <td>2,740</td> <td>1,900</td> <td>2,600</td> <td>5,700</td> <td>5,000</td> <td>2,300</td> <td>26,940</td> </tr> <tr> <td>紙おむつ(乳幼児用)(枚)</td> <td>12,512</td> <td>4,968</td> <td>3,436</td> <td>4,504</td> <td>10,168</td> <td>9,008</td> <td>4,272</td> <td>48,868</td> </tr> <tr> <td>紙おむつ(大人用)(枚)</td> <td>1,184</td> <td>880</td> <td>560</td> <td>744</td> <td>560</td> <td>760</td> <td>304</td> <td>4,992</td> </tr> <tr> <td>飲料水(ℓ)</td> <td>2,244</td> <td>1,728</td> <td>884</td> <td>864</td> <td>1,536</td> <td>1,728</td> <td>252</td> <td>9,216</td> </tr> </tbody> </table>	品名	本庁	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	合計	パン(食)	38,500	38,480	16,350	24,500	17,350	17,380	8,850	160,010	アルファ化米(アレルギー対応)(食)	15,500	20,500	11,000	10,500	18,500	18,500	9,500	104,000	長期保存食(食)	8,100	3,780	2,700	3,420	7,740	7,020	3,240	36,000	毛布(枚)	6,700	2,740	1,900	2,600	5,700	5,000	2,300	26,940	紙おむつ(乳幼児用)(枚)	12,512	4,968	3,436	4,504	10,168	9,008	4,272	48,868	紙おむつ(大人用)(枚)	1,184	880	560	744	560	760	304	4,992	飲料水(ℓ)	2,244	1,728	884	864	1,536	1,728	252	9,216
品名	本庁	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	合計																																																																																																																																																											
ビスケット(食)	0	11,880	8,040	0	24,540	21,960	9,840	76,260																																																																																																																																																											
パン(食)	21,500	21,500	9,000	14,500	10,000	10,000	3,500	90,000																																																																																																																																																											
アルファ化米(食)	0	2,600	1,800	0	5,200	4,800	1,800	16,200																																																																																																																																																											
アルファ化米 [アレルギー対応](食)	9,500	9,500	4,000	6,500	4,500	4,500	1,500	40,000																																																																																																																																																											
長期保存食(食)	8,100	3,780	2,700	3,420	7,740	7,020	3,240	36,000																																																																																																																																																											
毛布(枚)	6,700	2,750	1,900	2,800	5,700	5,000	2,300	26,950																																																																																																																																																											
紙おむつ(乳児用)(枚)	12,512	4,988	3,438	4,504	10,168	9,008	4,272	48,888																																																																																																																																																											
紙おむつ(大人用)(枚)	1,184	880	560	744	560	760	304	4,988																																																																																																																																																											
飲料水(ℓ)	2,244	1,728	864	864	1,728	1,728	252	9,408																																																																																																																																																											
品名	本庁	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	合計																																																																																																																																																											
パン(食)	38,500	38,480	16,350	24,500	17,350	17,380	8,850	160,010																																																																																																																																																											
アルファ化米(アレルギー対応)(食)	15,500	20,500	11,000	10,500	18,500	18,500	9,500	104,000																																																																																																																																																											
長期保存食(食)	8,100	3,780	2,700	3,420	7,740	7,020	3,240	36,000																																																																																																																																																											
毛布(枚)	6,700	2,740	1,900	2,600	5,700	5,000	2,300	26,940																																																																																																																																																											
紙おむつ(乳幼児用)(枚)	12,512	4,968	3,436	4,504	10,168	9,008	4,272	48,868																																																																																																																																																											
紙おむつ(大人用)(枚)	1,184	880	560	744	560	760	304	4,992																																																																																																																																																											
飲料水(ℓ)	2,244	1,728	884	864	1,536	1,728	252	9,216																																																																																																																																																											

現 行	改正後
<p>(略)</p> <p>第 20 節 要配慮者の安全確保と支援体制の強化 (略)</p> <p>3 具体的な施策の展開 (略)</p> <p>(4) 避難所における要配慮者への配慮 市町は、避難所となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくユニバーサルデザインの視点から、バリアフリートイレ、スロープ、手摺り、ファクシミリ、テレビ等の整備を進めるとともに、日本語の理解が困難な外国人等に配慮し、やさしい日本語や多言語による案内表示、情報提供に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第 21 節 災害復旧・復興への備えの強化 (略)</p> <p>3 具体的な施策の展開 (略)</p> <p>(2) 重要情報の保全 (略)</p> <p>② 県立病院 成人病センターや小児保健医療センターの医療情報システムに係るバックアップデータは、庁外への分散保管を行っている。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第 20 節 要配慮者の安全確保と支援体制の強化 (略)</p> <p>3 具体的な施策の展開 (略)</p> <p>(4) 避難所における要配慮者への配慮 市町は、避難所となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくユニバーサルデザインの視点から、<u>国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」「避難所運営ガイドライン」「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」</u>や県作成の「<u>誰もが安心して利用できるための避難所チェック 13 項目</u>」等を参考に、<u>バリアフリートイレ、スロープ、手摺り、ファクシミリ、テレビ等の整備を進めるとともに、日本語の理解が困難な外国人等に配慮し、やさしい日本語や多言語による案内表示、情報提供に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 21 節 災害復旧・復興への備えの強化 (略)</p> <p>3 具体的な施策の展開 (略)</p> <p>(2) 重要情報の保全 (略)</p> <p>② 県立病院 <u>滋賀県立総合病院</u>や小児保健医療センターの医療情報システムに係るバックアップデータは、庁外への分散保管を行っている。</p> <p>(略)</p>

現 行	改正後
<p>第 25 節 地震防災上必要な教育および広報に関する計画 (略)</p> <p>3 具体的な施策の展開</p> <p>(1) 防災教育・研修の充実</p> <p>① 地域における防災教育の充実 (略)</p> <p>イ 教育および広報の内容 (略)</p> <p>(ix)平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、地震保険、火災保険の加入、ブロック塀の倒壊防止対策等の内容 (略)</p> <p>(3) P R ・啓発活動の推進 (略)</p> <p>③ メール配信システム等による広報 しらせる滋賀情報サービス「しらが」等のメール配信システムを活用し、日頃から防災情報などを配信するとともに、システムへの登録を広く呼び掛ける。 (略)</p> <p>第 28 節 災害ボランティアへの支援</p> <p>2 基本方針</p> <p>災害時におけるボランティア活動は、被災地における多様なニーズに対応したきめ細かい支援対策を講じる上で重要な役割を担うものであり、平常時から行政、ボランティア、NPO関係機関、ボランティア活動者円滑な連携協力体制を築いていくために必要な環境整備を行う。 (略)</p>	<p>第 25 節 地震防災上必要な教育および広報に関する計画 (略)</p> <p>3 具体的な施策の展開</p> <p>(1) 防災教育・研修の充実</p> <p>① 地域における防災教育の充実 (略)</p> <p>イ 教育および広報の内容 (略)</p> <p>(ix)平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、地震保険、火災保険の加入、ブロック塀の倒壊防止、<u>家庭動物に係る防災対策等の内容</u> (略)</p> <p>(3) P R ・啓発活動の推進 (略)</p> <p>③ <u>メール・SNS配信システム等による広報</u> しらせる滋賀情報サービス「しらが」等の<u>メール・SNS配信システム</u>を活用し、日頃から防災情報などを配信するとともに、システムへの登録を広く呼び掛ける。 (略)</p> <p>第 28 節 災害ボランティアへの支援</p> <p>2 基本方針</p> <p>災害時におけるボランティア活動は、被災地における多様なニーズに対応したきめ細かい支援対策を講じる上で重要な役割を担うものであり、「<u>滋賀県災害時受援計画</u>」に基づき、平常時から行政、ボランティア、NPO関係機関、ボランティア活動者等の<u>多様な団体との円滑な連携協力体制</u>を築いていくために必要な環境整備を行う。 (略)</p>

現 行	改正後																																														
<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急対策の活動体制 (略) 2 県の活動体制 (略) (4) 災害対策本部、地方本部 (略) ③ 編成組織 (略) ウ 1課1班体制 (i) 災害対策本部 (略)</p> <p>(5) 配備体制 ① 配備基準 (略) イ 県内に震度5弱以上の地震が発生したとき 勤務時間外に県内で強い地震(震度5弱以上の地震)が発生した場合の体制は次のとおりとする。 (略)</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急対策の活動体制 (略) 2 県の活動体制 (略) (4) 災害対策本部、地方本部 (略) ③ 編成組織 (略) ウ 1課1班体制 (i) 災害対策本部 <u>(図内に病院事業部を追記)</u> (略)</p> <p>(5) 配備体制 ① 配備基準 (略) イ 県内に震度5弱以上の地震が発生したとき 勤務時間外に県内で強い地震(震度5弱以上の地震)が発生した場合の体制は次のとおりとする。 (略)</p>																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>震度階級</th> <th>震度5弱</th> <th>震度5強</th> <th>震度6弱以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急 初動 対策 班要 員</td> <td>班長・副班 長</td> <td colspan="3">あらかじめ定められた場所に自主登庁し、所定の業務に着手する。</td> </tr> <tr> <td>班長・副班 長を除く要 員</td> <td>自宅待機</td> <td colspan="2">あらかじめ定められた場所に自主登庁し、所定の業務に着手する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記 以外 の職</td> <td>次長級以上の職員</td> <td colspan="3">勤務公署へ参集</td> </tr> <tr> <td>非常時優先</td> <td colspan="3">あらかじめ定められたマニュアル、業務継続計</td> </tr> </tbody> </table>		震度階級	震度5弱	震度5強	震度6弱以上	緊急 初動 対策 班要 員	班長・副班 長	あらかじめ定められた場所に自主登庁し、所定の業務に着手する。			班長・副班 長を除く要 員	自宅待機	あらかじめ定められた場所に自主登庁し、所定の業務に着手する。		上記 以外 の職	次長級以上の職員	勤務公署へ参集			非常時優先	あらかじめ定められたマニュアル、業務継続計			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>震度階級</th> <th>震度5弱</th> <th>震度5強</th> <th>震度6弱以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急 初動 対策 班要 員</td> <td>全要員</td> <td colspan="3">あらかじめ定められた場所に登庁し、所定の業務に着手する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記 以外 の職</td> <td>次長級以上の職員</td> <td colspan="3">勤務公署へ参集</td> </tr> <tr> <td>非常時優先</td> <td colspan="3">あらかじめ定められたマニュアル、業務継続計</td> </tr> </tbody> </table>		震度階級	震度5弱	震度5強	震度6弱以上	緊急 初動 対策 班要 員	全要員	あらかじめ定められた場所に登庁し、所定の業務に着手する。							上記 以外 の職	次長級以上の職員	勤務公署へ参集			非常時優先	あらかじめ定められたマニュアル、業務継続計		
	震度階級	震度5弱	震度5強	震度6弱以上																																											
緊急 初動 対策 班要 員	班長・副班 長	あらかじめ定められた場所に自主登庁し、所定の業務に着手する。																																													
	班長・副班 長を除く要 員	自宅待機	あらかじめ定められた場所に自主登庁し、所定の業務に着手する。																																												
上記 以外 の職	次長級以上の職員	勤務公署へ参集																																													
	非常時優先	あらかじめ定められたマニュアル、業務継続計																																													
	震度階級	震度5弱	震度5強	震度6弱以上																																											
緊急 初動 対策 班要 員	全要員	あらかじめ定められた場所に登庁し、所定の業務に着手する。																																													
上記 以外 の職	次長級以上の職員	勤務公署へ参集																																													
	非常時優先	あらかじめ定められたマニュアル、業務継続計																																													

現 行				改正後			
員	業務を実施する職員	画等に基づく場所で業務を行う。		員	業務を実施する職員	画等に基づく場所で業務を行う。	
	その他の職員	自宅待機とする。	<u>「滋賀県防災行政無線」を設置している最寄りの県の機関（県庁、土木事務所）に自主登庁し、県本部の指示を受けるものとする。</u>		その他の職員※	自宅待機とする。	<u>「滋賀県防災行政無線」を設置している最寄りの県の機関（県庁、土木事務所）に登庁し、県本部の指示を受けるものとする。</u>
(略)				<p>※ <u>その他の職員については、発災以降、勤務公署へ定められた通勤手段で参集することが困難な場合は、所属長に参集の是非および業務着手方法等（注）について判断を仰ぐ。</u></p> <p><u>（注）サテライトオフィスや滋賀県防災行政無線を設置している最寄りの県機関への登庁、また自宅でのリモート等により、指示された業務に着手すること</u></p> <p>(略)</p>			
<p>第3節 相互協力計画</p> <p>1 計画方針</p> <p>地震により災害が発生した場合、各防災関係機関はあらかじめ定めてある所掌事務または業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関や団体などに協力を求めるなどして災害対策の円滑な実施を図ることが必要である。特に被害が広範囲におよんだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、被災していない他府県、市町、民間等の協力を得て応急対策を行うこととする。</p>				<p>第3節 相互協力計画</p> <p>1 計画方針</p> <p>地震により災害が発生した場合、各防災関係機関はあらかじめ定めてある所掌事務または業務に従って応急対策を実施するが、必要に応じて他の機関や団体などに協力を求めるなどして災害対策の円滑な実施を図ることが必要である。特に被害が広範囲におよんだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、<u>「滋賀県災害時受援計画」に基づき、被災していない他府県、市町、民間等の協力を得て応急対策を行うこととする。</u></p> <p><u>なお、応急対策を行うに当たっては、支援を効率的かつ効果的に活用できるよう、状況認識の共有化を図る。</u></p>			
【応急対策活動における相互協力体制】							

現 行	改正後
<p>(略)</p> <p>3 関西広域連合との連携、相互協力 (略)</p> <p>(1) 滋賀県が被災した場合 広域連合等に支援を求め、広域連合による緊急派遣チームを受け入れ、現地支援本部ないしは現地連絡所の設置に協力するなど、互いに連携するための体制を構築することとする。 また、広域連合構成府県・連携県や全国からの応援を円滑に受け入れるため、広域連合等と連携し、早急に受援体制を構築することとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 市町との相互協力 (略)</p> <p>(2) 県本部長は、必要に応じ、災害を受けた市町が応急対策を円滑に実施できるように市町本部に派遣するとともに、他の市町に対し、応援についての指示を行い、または防災関係機関の応援をあっ旋するものとする。</p> <p>(3) 市町本部長が県本部長に応援または応援のあっ旋を求める場合、県本部（防災危機管理局）に対し次に掲げる事項について口頭または、電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 防災関係機関との相互協力 (1) 県と防災関係機関の協力体制</p>	<p>【応急対策活動における相互協力体制】 (図内に本部支援連絡員、地方本部支援連絡員を追記) (略)</p> <p>3 関西広域連合との連携、相互協力 (略)</p> <p>(1) 滋賀県が被災した場合 広域連合等に支援を求め、広域連合による緊急派遣チームを受け入れ、現地支援本部ないしは現地連絡所の設置に協力するなど、互いに連携するための体制を構築することとする。 また、広域連合構成府県・連携県や全国からの応援を円滑に受け入れるため、広域連合等と連携し、早急に「<u>滋賀県災害時受援計画</u>」に基づき、受援体制を構築することとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 市町との相互協力 (略)</p> <p>(2) 県本部長は、必要に応じ、災害を受けた市町が応急対策を円滑に実施できるように<u>本部支援連絡員、地方本部情報連絡員、被災市町支援チーム</u>を市町本部に派遣するとともに、他の市町に対し、応援についての指示を行い、または防災関係機関の応援をあっ旋するものとする。</p> <p>(3) 市町本部長が県本部長に応援または応援のあっ旋を求める場合、「<u>滋賀県災害時受援計画</u>」および各市町災害時受援計画に基づき、<u>県本部（防災危機管理局）</u>に対し次に掲げる事項について口頭または、電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 防災関係機関との相互協力</p>

現 行	改正後
<p>県が災害対策本部を設置した場合には、各防災関係機関は県本部に連絡および調整を目的として連絡員を派遣するとともに、無線、携帯電話等の可搬式の通信機を用いてその連絡員と防災関係機関との間の情報連絡手段を確保し、県本部と防災機関との間の緊密な情報連絡体制および連携体制を確立する。</p> <p>(略)</p> <p>10 民間との協力 (略)</p> <p>(2) 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定 (株式会社エフエム滋賀、<u>朝日放送株式会社</u>、<u>関西テレビ放送株式会社</u>、株式会社毎日放送、<u>讀賣テレビ放送株式会社</u>)</p> <p>(3) 災害時等における報道要請に関する協定 (株式会社朝日新聞社、株式会社読売新聞大阪本社、社団法人共同通信社、株式会社京都新聞社、株式会社産業経済新聞社、株式会社時事通信社、株式会社中日新聞社、株式会社日刊工業新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社毎日新聞)</p> <p>(<u>朝日放送株式会社</u>、<u>関西テレビ放送株式会社</u>、株式会社毎日放送、<u>讀賣テレビ放送株式会社</u>)</p> <p>(略)</p> <p>第6節 救急救助および医療救護計画 (略)</p> <p>3 医療救護活動計画 (医療政策課、障害福祉課) (略)</p>	<p>(1) 県と防災関係機関の協力体制 県が災害対策本部を設置した場合には、各防災関係機関は県本部に連絡および調整を目的として連絡員を派遣するとともに、無線、携帯電話等の可搬式の通信機を用いてその連絡員と防災関係機関との間の情報連絡手段を確保し、<u>「滋賀県災害時受援計画」</u>に基づき、県本部と防災機関との間の緊密な情報連絡体制および連携体制を確立する。</p> <p>(略)</p> <p>10 民間との協力 (略)</p> <p>(2) 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定 (株式会社エフエム滋賀、<u>朝日放送テレビ株式会社</u>、<u>関西テレビ放送株式会社</u>、株式会社毎日放送、<u>讀賣テレビ放送株式会社</u>)</p> <p>(3) 災害時等における報道要請に関する協定 (株式会社朝日新聞社、株式会社読売新聞大阪本社、社団法人共同通信社、株式会社京都新聞社、株式会社産業経済新聞社、株式会社時事通信社、株式会社中日新聞社、株式会社日刊工業新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社毎日新聞)</p> <p>(<u>朝日放送テレビ株式会社</u>、<u>関西テレビ放送株式会社</u>、株式会社毎日放送、<u>讀賣テレビ放送株式会社</u>)</p> <p>(略)</p> <p>第6節 救急救助および医療救護計画 (略)</p> <p>3 医療救護活動計画 (医療政策課、障害福祉課) (略)</p> <p>(7) <u>災害時小児周産期リエゾン</u> <u>小児・周産期に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、災害医療コーディネーターとともに、助言および調整の支</u></p>

現 行	改正後
<p>(略)</p> <p>11 保健衛生および防疫計画（医療政策課、障害福祉課、薬務感染症対策課、生活衛生課、健康寿命推進課）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 保健活動 保健活動については、以下のとおり実施するものとし、詳細は「滋賀県大規模災害時保健活動マニュアル～震災および原子力災害を中心に～」、により実施する。</p> <p>(略)</p> <p>② 活動内容</p> <p>(略)</p> <p>ウ 保健師派遣</p> <p>(i) 保健所長は、県本部に対して所属の保健師の出動状況を報告するとともに、必要な場合保健師の派遣を要請する。</p> <p>(ii) 県本部は被災地の保健所長の要請を受け、保健師の派遣を県の保健所、県内の被災地以外の市町およびに要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 情報連絡計画</p> <p>(略)</p> <p>3 地震および災害に関する情報の収集および伝達</p> <p>(略)</p> <p>(3) 地象、水象に関する情報の伝達について</p> <p>(略)</p> <p>③ 情報の伝達系統</p> <p>地震情報の経路図は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p><u>援を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>11 保健衛生および防疫計画（医療政策課、障害福祉課、薬務感染症対策課、生活衛生課、健康寿命推進課）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 保健活動 保健活動については、以下のとおり実施するものとし、詳細は「滋賀県大規模災害時保健活動マニュアル～震災および原子力災害を中心に～」、「<u>滋賀県災害時人工透析対応マニュアル</u>」により実施する。</p> <p>(略)</p> <p>② 活動内容</p> <p>(略)</p> <p>ウ 保健師派遣</p> <p>(i) 保健所長は、県本部に対して所属の保健師の出動状況を報告するとともに、必要な場合保健師の派遣を要請する。</p> <p>(ii) 県本部は被災地の保健所長の要請を受け、保健師の派遣を県の保健所、県内の被災地以外の市町と調整する。県外都道府県の派遣を依頼する場合には厚生労働省に要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 情報連絡計画</p> <p>(略)</p> <p>3 地震および災害に関する情報の収集および伝達</p> <p>(略)</p> <p>(3) 地象、水象に関する情報の伝達について</p> <p>(略)</p> <p>③ 情報の伝達系統</p> <p>地震情報の経路図は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>【情報伝達経路図】</p>

現 行	改正後
<p>【情報伝達経路図】 (略)</p> <p>4 災害広報計画（広報課、各機関） (略)</p> <p>(2) 広報活動の内容</p> <p>① 広報活動 (略)</p> <p>ウ インターネット等による広報 県ホームページやSNSへの掲載やしらせる滋賀情報サービス、携帯通信事業者の緊急速報メール等のメール配信システムなどを活用し、災害状況や被災者向け情報の提供を行う。この際、要配慮者に対する情報提供への配慮に努める。 (略)</p> <p>【災害時応援協定編参照】 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法に基づく通信施設の利用等に関する協定 (西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社) ・ 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定 (日本放送協会大津放送局、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送、株式会社エフエム滋賀、朝日放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社毎日放送、讀賣テレビ放送株式会社) <p>(略)</p> <p>第11節 輸送計画 (略)</p> <p>4 輸送手段の確保 県本部および市町本部が実施する緊急輸送のため、次の方法により輸</p>	<p>(図内に「日本放送協会大津放送局(大阪放送局※)※夜間の代行により日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合がある」を追記) (略)</p> <p>4 災害広報計画（広報課、各機関） (略)</p> <p>(2) 広報活動の内容</p> <p>① 広報活動 (略)</p> <p>ウ インターネット等による広報 県ホームページやSNSへの掲載やしらせる滋賀情報サービス(しらがメール、LINE)、携帯通信事業者の緊急速報メール等のメール配信システムなどを活用し、災害状況や被災者向け情報の提供を行う。この際、要配慮者に対する情報提供への配慮に努める。 (略)</p> <p>【災害時応援協定編参照】 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法に基づく通信施設の利用等に関する協定 (西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社) ・ 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定 (日本放送協会大津放送局、びわ湖放送株式会社、株式会社京都放送、株式会社エフエム滋賀、朝日放送テレビ株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社毎日放送、讀賣テレビ放送株式会社) <p>(略)</p> <p>第11節 輸送計画 (略)</p> <p>4 輸送手段の確保 県本部および市町本部が実施する緊急輸送のため、次の方法により</p>

現 行	改正後
<p>送手段を確保する。</p> <p>(1) 陸上輸送手段の確保</p> <p>① 人員の輸送</p> <p>消防、救助、救急、医療救護等については「第5節 消防計画」および「第6節 救急救助および医療救護計画」、避難については「第14節 避難計画」による。</p> <p>上記計画により、または上記計画のほか、人員の輸送が必要なときは次のとおりとする。</p> <p>ア バスによる輸送</p> <p>一般社団法人滋賀県バス協会に対し、会員企業保有のバスによる輸送を求める。県内だけでの対応が困難な場合は、<u>他都道府県バス協会から斡旋を受ける。</u></p> <p>イ タクシーによる輸送</p> <p>一般社団法人滋賀県タクシー協会に対し、会員企業保有のタクシーによる輸送を求める。県内だけでの対応が困難な場合は、<u>国土交通省近畿運輸局を通じて他都道府県タクシー協会から斡旋を受ける。</u></p> <p>(略)</p> <p>第18節 電力・ガス施設応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 電力施設応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急対策</p>	<p>輸送手段を確保する。</p> <p>(1) 陸上輸送手段の確保</p> <p>① 人員の輸送</p> <p>消防、救助、救急、医療救護等については「第5節 消防計画」および「第6節 救急救助および医療救護計画」、避難については「第14節 避難計画」による。</p> <p>上記計画により、または上記計画のほか、人員の輸送が必要なときは次のとおりとする。</p> <p>ア バスによる輸送</p> <p>一般社団法人滋賀県バス協会に対し、会員企業保有のバスによる輸送を求める。県内だけでの対応が困難な場合は、<u>関西広域連合に対し他の府県のバス協会との調整を要請する。それでもなお必要があるときは国土交通省近畿運輸局に対して他都道府県バス協会による輸送協力を依頼する。</u></p> <p>イ タクシーによる輸送</p> <p>一般社団法人滋賀県タクシー協会に対し、会員企業保有のタクシーによる輸送を求める。県内だけでの対応が困難な場合は、<u>国土交通省近畿運輸局に対して他都道府県タクシー協会による輸送協力を依頼する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第18節 電力・ガス施設応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 電力施設応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応急対策</p> <p>①通報・連絡</p> <p><u>被害情報などについて、社内で定める経路に従い通報・連絡する。</u></p> <p>なお、通報・連絡は、第10節3項(2)ーイ「通信連絡施設</p>

現 行	改正後
<p>② 復旧要員の広域運営 <u>「非常災害時における復旧応援要綱」</u>（中央電力協議会策定）に基づき、復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想されまたは発生した時は応援の要請を行う。</p>	<p><u>および設備」に示す施設、設備および電気通信事業者の回線を使用して行う。</u></p> <p>②災害時における情報の収集、連絡</p> <p>ア 情報の収集・報告 <u>次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。</u></p> <p>(ア) 一般情報</p> <p>a 気象、地象情報</p> <p>b 一般被害情報 <u>一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報。</u></p> <p>c 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、県民等への対応状況）</p> <p>e その他災害に関する情報（交通状況等）</p> <p>(イ) 当社被害情報</p> <p>a 電力施設等の被害状況および復旧状況</p> <p>b 停電による主な影響状況</p> <p>c 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項</p> <p>d 従業員等の被災状況</p> <p>e その他災害に関する情報</p> <p>イ 情報の集約 <u>被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、請負会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。</u></p> <p>ウ 通話制限 <u>災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。</u></p>

現 行	改正後
<p>③ <u>地震時における広報</u></p> <p><u>ア 災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。</u></p> <p><u>また、公衆感電事故や電気火災を防止するため一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。</u></p> <p><u>(i) 無断昇柱、無断工事をしないこと。</u></p> <p><u>(ii) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。</u></p> <p><u>(iii) 断線垂下している電線に絶対触らないこと。</u></p> <p><u>(iv) 浸水、雨漏り等により冠水した家屋配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。</u></p> <p><u>(v) 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。</u></p> <p><u>(vi) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。</u></p> <p><u>(vii) その他の事故防止のため留意すべき事項。</u></p> <p><u>イ 広報の方法については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。</u></p> <p>① <u>対策要員の確保</u></p> <p><u>ア 地震の突発性に即応できるよう、応急対策（工事）に従事可能な人員を、協力会社も含めて、把握しておく。</u></p> <p><u>イ 地震時における組織的動員と連絡体制を確立するとともに、協力会社に応援を求める場合の連絡体制についても確立しておく。</u></p> <p><u>ウ 対策組織が設置された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。</u></p> <p><u>なお供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づきただちに所属する事業所に出動する。</u></p>	<p>③ <u>災害時における広報</u></p> <p><u>ア 広報活動</u></p> <p><u>災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、第5節3項（1）－③－4－イに定める広報活動を行う。</u></p> <p><u>イ 広報の方法</u></p> <p><u>広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</u></p> <p><u>また、必要に応じて、自治体が所管する防災無線や防災メール等県民へ周知する。</u></p> <p>④ <u>要員の確保</u></p> <p><u>ア 対策組織要員の確保</u></p> <p><u>(ア) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報に留意し、対策組織の設置に備える。</u></p> <p><u>(イ) 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。</u></p> <p><u>なお、供給区域内において震度6弱以上の自信が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出動する。</u></p>

現 行	改正後
<p><u>エ 交通途絶等により所属する事業所に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する事業所に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。</u></p> <p>④ 地震時における危険予防措置 <u>電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、関西電力は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。</u> (略)</p>	<p><u>イ 復旧要員の広域運営</u> <u>関西電力は、他電力会社、電源開発株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。</u></p> <p>⑤災害時における復旧用資機材の確保 <u>関西電力は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。</u></p> <p><u>ア 調達</u> <u>予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。</u> <u>(ア) 現地調達</u> <u>(イ) 対策組織相互の流用</u> <u>(ウ) 他電力会社等からの融通</u></p> <p><u>イ 輸送</u> <u>復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。</u></p> <p><u>ウ 復旧用資材置場等の確保</u> <u>災害時において、復旧用資機材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。</u></p> <p>⑥災害時における電力の融通 <u>災害の発生により、電力需要に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。</u></p> <p>⑦災害時における危険予知措置 <u>電力需給の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を続けるが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</u></p> <p>⑧災害時における連携 <u>災害が発生した場合には、自治体をはじめとした関係機関専用</u></p>

現 行	改正後
	<p><u>の臨時電話の設置などにより連携を図るほか、必要に応じて自治体対策本部へ情報連絡員を派遣する等により、連携を強化する。</u></p> <p>⑨災害時における自衛隊の派遣要請 <u>被害が極めて大きく、管内の工事力に余力がない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の府県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。</u></p> <p>⑩災害時における応急対策工事 <u>関西電力は、災害時における応急工事を、次のとおり実施する。</u></p> <p><u>ア 応急工事の基本方針</u> <u>災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。</u></p> <p><u>イ 応急工事基準</u> <u>災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。</u></p> <p><u>(ア) 発電設備</u> <u>共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。</u></p> <p><u>(イ) 送電設備</u> <u>ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。</u></p> <p><u>(ウ) 変電設備</u> <u>機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。</u></p> <p><u>(エ) 配電設備</u> <u>非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。</u></p> <p><u>(オ) 通信設備</u> <u>共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手</u></p>

現 行

改正後

段を確保する。

ウ 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

(略)

第 21 節 建造物等応急対策計画

(略)

3 一般建築物応急対策計画

(1) 被災建築物・宅地応急危険度判定

地震時には、第 17 節 2 に準じて被害認定調査を行う市町に対して必要な支援を行う。

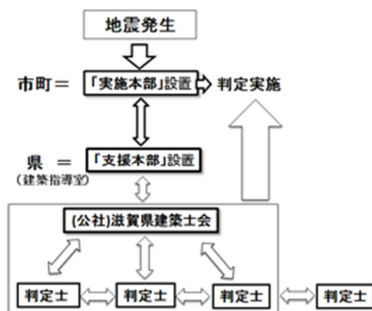
第 21 節 建造物等応急対策計画

(略)

3 一般建築物応急対策計画

(1) 被災建築物・宅地応急危険度判定

地震時には、2 (4) に準じて被害認定調査を行う市町に対して必要な支援を行う。



(略)

第 27 節 帰宅困難者対策計画

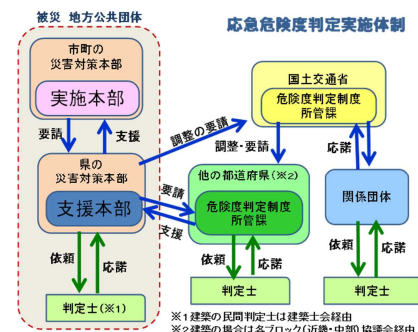
(略)

2 帰宅困難者への支援の実施

(略)

(5) 企業・学校における帰宅困難者対策

企業等は、発災時に従業員等の安全確保のため、一斉に帰宅しようとすることを抑制するよう努める。



(略)

第 27 節 帰宅困難者対策計画

(略)

2 帰宅困難者への支援の実施

(略)

(5) 学校における帰宅困難者対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等

現 行	改正後
<p>学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留めるようにする。そのため、平常時から災害時のマニュアル作成など体制整備に努めるとともに、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。</p> <p><u>(6) 徒歩による帰宅への支援</u> 県本部は、幹線道路の通行が確保された後、徒歩による帰宅を支援するため、災害時応援協定に基づき、「災害時帰宅支援ステーション」となる店舗等を保有する事業者に対し、トイレの利用、飲料水の提供、道路情報の提供について応援を要請する。</p>	<p>の引き取りが困難な場合や、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留めるようにする。そのため、平常時から災害時のマニュアル作成など体制整備に努めるとともに、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。</p> <p><u>(6) 企業における帰宅困難者対策</u> 企業等は、発災時に従業員等の安全確保のため、一斉に帰宅しようとすることを抑制するよう努める。</p> <p>① <u>企業等は、事業所防災計画や事業継続計画等において、従業員等の施設内待機等に係る計画を定めておく。その際、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合など、発災時間帯別の対応についても、定めておく。</u></p> <p>② <u>企業等は、施設内待機等に係る計画などを、冊子等（電子媒体を含む）により、あらかじめ従業員などに周知しておくものとする。</u></p> <p>③ <u>従業員等を、企業等の施設内に一定期間安全に待機させることができるよう、水、食料、毛布、簡易トイレ、燃料（非常用発電機）のための燃料）などをあらかじめ備蓄しておく。</u></p> <p>④ <u>発災時の事業所内での事故、被害防止に加え、企業等は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃からのオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内のガラス飛散防止対策に努める。</u></p> <p><u>(7) 徒歩による帰宅への支援</u> 県本部は、幹線道路の通行が確保された後、徒歩による帰宅を支援するため、災害時応援協定に基づき、「災害時帰宅支援ステーション」となる店舗等を保有する事業者に対し、トイレの利用、飲料水の提供、道路情報の提供について応援を要請する。</p>

現 行	改正後
<p>(略)</p> <p>第 29 節 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策 (略)</p> <p>2 災害の拡大防止対策計画 (略)</p> <p>(3) 応急危険度判定の迅速化 県、市町等は、余震等による二次災害を未然防止するため、建築物の応急危険度判定を早急に実施するとともに、建築物の応急危険度判定の結果使用可能とされた建築物であっても、最初の地震で建築物が脆弱になっているという危険性について周知をするものとする。 (略)</p> <p>第 4 章 災害復旧計画 (略)</p> <p>第 3 節 県民生活の支援 (略)</p> <p>3 具体的な施策の展開 (略)</p> <p>(2) 災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付 (略)</p> <p>① 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 (表内)</p> <p>4 貸付利息 年 3%</p>	<p>(8) 外国人観光客への情報提供 <u>外国人観光客が災害に関して必要とする情報の提供について、「関西広域災害時外国人観光客対策ガイドライン」を参考に、関係機関との連携の仕組みを構築し、災害時の外国人観光客の安全を確保する。</u> (略)</p> <p>第 29 節 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策 (略)</p> <p>2 災害の拡大防止対策計画 (略)</p> <p>(3) 応急危険度判定の迅速化 県、市町は、余震等による二次災害を未然防止するため、<u>建築物や宅地の応急危険度判定を早急に実施するとともに、最初の判定の結果、危険または要注意でなかった場合であっても、建築物や宅地は脆弱になっており、後発の地震による倒壊や損壊の危険を周知するものとする。</u> (略)</p> <p>第 4 章 災害復旧計画 (略)</p> <p>第 3 節 県民生活の支援 (略)</p> <p>3 具体的な施策の展開 (略)</p> <p>(2) 災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付 (略)</p> <p>① 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 (表内)</p> <p>4 貸付利息 <u>年 3%以内で市町条例で定める額</u> (据置期間中無利子)</p> <p>5 延滞利息</p>

現 行	改正後
<p>(据置期間中無利子)</p> <p>5 延滞利息</p> <p><u>年 10.75%</u></p>	<p>年 10.75%</p>